

美里町立大沢小学校

いじめ防止等のための基本的な方針



平成26年3月
美里町立大沢小学校

○ 目次

はじめに	2
第1 大沢小学校基本方針の策定	3
第2 いじめ防止等のために対策に関する事項	4
1 いじめ防止等のために本校が実施する施策	
(1) いじめ防止等に取り組む組織	
(2) いじめ防止等に関する措置	
ア いじめの未然防止	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめに対する措置	
2 重大事態への対処	6
(1) 重大事態への対処の流れ	
(2) 教育委員会又は町立小・中学校による調査	
(3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等	
第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項	7

はじめに

いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にもどの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

本基本的な方針は、児童（生徒）の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよういじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 大沢小学校基本方針の策定

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、児童の尊厳を保持するとともに、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)の基本的な方針を示すものとして、大沢小学校「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「学校基本方針」という。)を定める。なお、策定に当たっては、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌(法第13条)するとともに、本校の実情を踏まえたものとした。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・ 町立小・中学校は、町基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する(法第13条)。
- ・ 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ・ 町立小・中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、次のことを基本として行わなければならない。

いじめは全ての子供に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての子供がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることから、いじめが子供たちの心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめ防止等に取り組む組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

大沢小学校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設組織として「大沢小学校いじめ問題対策委員会」(以下「問題対策委員会」という。)を設置する。

問題対策委員会は、本校の特別支援委員会(生徒指導・教育相談・特別支援教育)を母体とし、管理職、教務主任、特別支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援学級担任等の中から、学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任等も加えることができるものとする。

- ・ 町立小・中学校は、町臨床心理士等により構成されるいじめ防止等を実効的に取り組む組織を設置する。
- ・ 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ・ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・ 教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、いたずらにストレスに囚われることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※「いじめ対応マニュアル」「彩の国 生徒指導ハンドブック『NewI's』」を参考、活用する。

イ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は、認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階か

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

ウ いじめに対する措置

さらに、いじめを認知し、指導した際には、適宜、教育委員会に報告する。教育委員会は、必要に応じて、詳細を調査すると共に、小・中学校に対し、指導、助言をする。

なかよしふりかえりカード

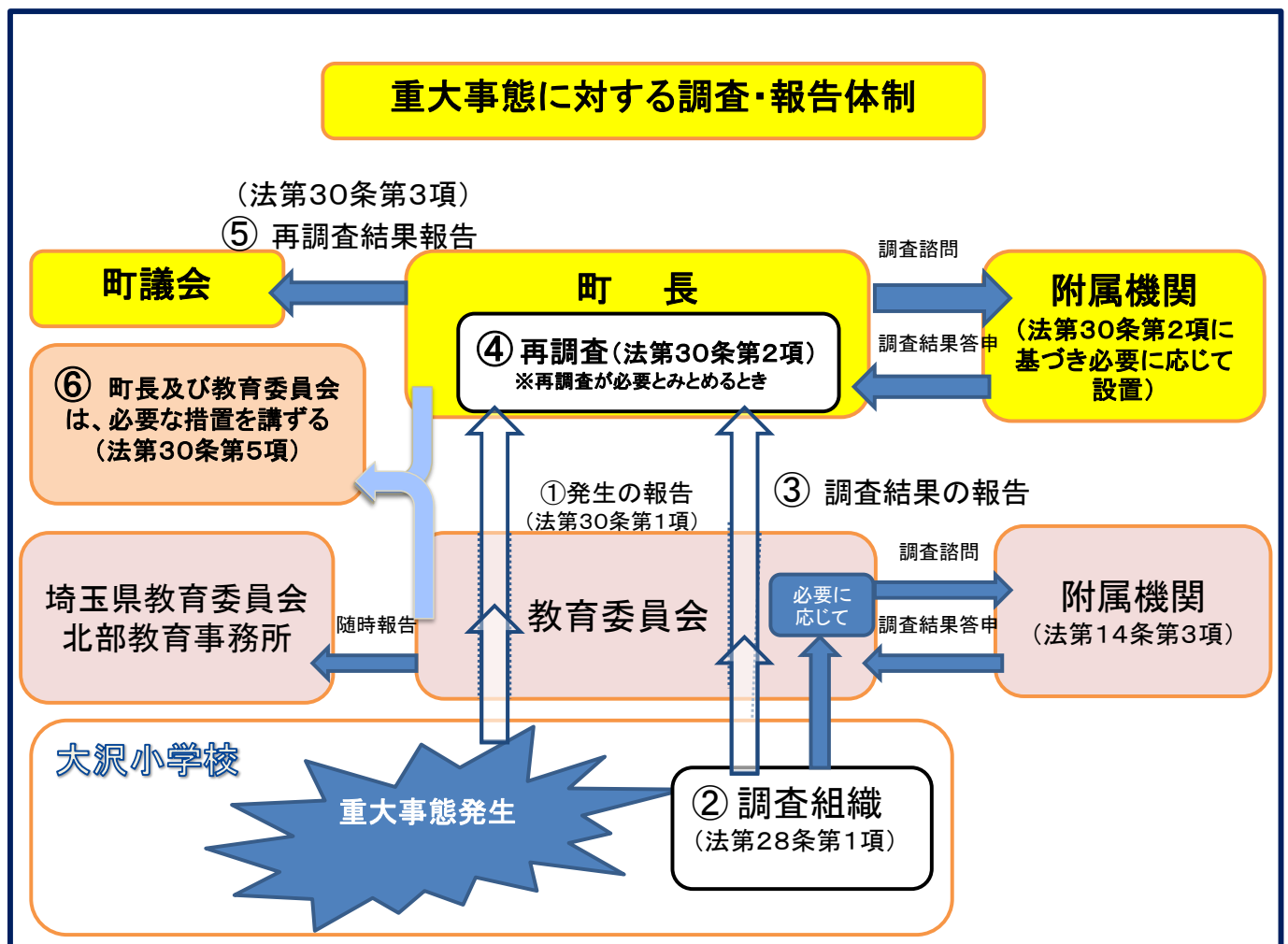
3 重大事態への対処

(1) いじめ防止等に関する措置

重大事態とは・・・

- 一 いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項より)



(2) 教育委員会又は学校による調査

- ・学校は、重大事態が発生した時は、その旨を教育委員会を通じて速やかに町に報告する。
（法第30条第1項）【図①発生への報告】
 - ・教育委員会又は学校は、その事態に対応するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第28条第1項）。【図②調査】
- なお、学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じ

るおそれがあるような時は、教育委員会が調査を実施する。

- ・調査は必要に応じて、教育委員会に設置した調査委員会が行う。
- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条第2項）、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う（法第28条第3項）。教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又は保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又は保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査報告に添えるものとする。【図③調査結果報告】

※重大事件に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

（３） 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- ・町長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は、学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。【図④再調査】
- ・再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・町長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行った時は、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。【図⑤再調査結果報告】
- ・町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条第5項）。【図⑥必要な措置を講ずる】

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

基本方針の取組の検証・見直し

本校は、基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。